

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合条例第3号

紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 紀南環境広域施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年紀南環境広域施設組合条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 第12条及び第24条の規定により給与条例第20条の規定の例によることとされる令和2年12月に支給する期末手当の額は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和2年紀南環境広域施設組合条例第3号)第1条の規定による改正後の給与条例第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。